

秋の交通安全県民総ぐるみ運動

マナーアップ! あなたが主役です

実施期間 令和7年 (2025年) **9月21日(日)～9月30日(火)までの10日間**

- 運動の重点**
- ① 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
 - ② ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
 - ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールへの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

命を守るう!

みんなでピカッと!

夜間は**反射材**を
身につけよう!

夜間、車から歩行者が
見える距離



夜間の交通
事故防止!

夜間は、反射材を
身に着けよう!

絶対やめよう! 「ながら運転」



- ・携帯電話を使用しながら
- ・二人乗りしながら
- ・傘をさしながら **危険です!!**



特定小型原動機付自転車 ルールを守ろう!

特定小型原動機付自転車とは?

主な交通ルール

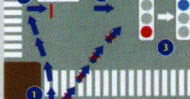
① 車道通行の原則

原則、車道を通行しなければなりません(※自転車道通行可)。また、道路左側端を通行し、右側を通行してはいけません。



② 右折の方法

どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。また、後方確認とウィンカーでの合図が必要です。



③ 信号・標識に従う義務

信号機や一時停止等の道路標識に従わなければなりません。



④ その他のルール

- 16歳未満の者の運転の禁止
- 飲酒運転の禁止
- スマートフォン等での通話や画面を注視しながらの運転の禁止
- スマートフォンの禁止
- 二人乗りの禁止
- 自賠責保険(共済)への加入義務
- ヘルメットの着用(努力義務)

保安基準

道路運送車両の保安基準に適合していなければなりません。



※性能等確認シール等が付けられているものは保安基準に適合しています。

『特例』特定小型原動機付自転車とは?

特定小型原動機付自転車の中でも、下記①、②などの要件を満たす電動キックボード等は「特例特定小型原動機付自転車」といい、道路標識等により歩道を通行することができます。ただし、歩道を通行するときは、歩行者が優先です。

- ① 歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させていること
- ② 歩道通行中、車体の構造上、6km/hを超える速度を出ることができないものであること

罰則等について

- 交通反則通告制度・放置違反金制度の対象となります。
- 特定小型原動機付自転車運転者講習制度 特定小型原動機付自転車の運転に関し、一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上行った者が講習制度の対象となります。

飲酒運転 しない! させない!

酒酔い運転

罰則

5年以下の懲役
または
100万円の罰金

違反点

35点
↓
免許取り消し

酒気帯び運転

罰則

3年以下の懲役
または
50万円の罰金

違反点

25点 (0.25 mg以上) 13点 (0.15 mg以上 0.25 mg未満)
↓
免許取り消し 免許停止

車両提供の禁止

罰則: 酒酔い運転

5年以下の懲役
または
100万円の罰金

罰則: 酒気帯び運転

3年以下の懲役
または
50万円の罰金

酒類提供の禁止

罰則: 酒酔い運転

3年以下の懲役
または
50万円の罰金

罰則: 酒気帯び運転

2年以下の懲役
または
30万円の罰金

同乗の禁止

罰則: 酒酔い運転

3年以下の懲役
または
50万円の罰金

罰則: 酒気帯び運転

2年以下の懲役
または
30万円の罰金

飲酒運転には、
厳しき罰則と、
行政処分が!!



止まっていますか? 「横断歩道」

- ・横断歩道に近づいたら…横断しようとする人がいないか確認!
- ・横断しようとする人や横断中の人がいいたら…停止して横断者を通行させる!

鹿沼警察署では「ずっと止まれる栃木県」を目指し、横断歩道での交通指導・取締りを強化しています。

